



教職員の皆様へ



～産業医の業務についてのご案内～

1. 産業医とは

産業医とは、事業場において労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導・助言を行う医師を言います。労働安全衛生法により、一定の規模の事業所には産業医の選任が義務づけられています。

2. 健康相談について

体の事やメンタル面、健康診断の結果で気になること等が相談できます。また、必要に応じて他の専門医療機関を紹介します。

※プライバシーには最大限配慮しています。お気軽にご相談ください。

～月に超過勤務を80時間以上している教職員への面談について～

長時間の残業は、心身への悪影響が生じるとされています。超過勤務時間が1か月あたり80時間を超える教職員が面談を希望される場合は産業医による面談を実施します。

3. 職場巡視及び安全衛生委員会への出席

産業医は月1回職場を巡視し、快適に業務が出来る環境であるか確認します。業務方法や、衛生状態に有害の恐れがあるときに必要に応じて安全衛生委員会などで報告し、改善措置を検討します。この安全衛生委員会では教職員がより安全・快適に仕事ができるよう審議し、事業主(法人)に意見を述べます。

4. 産業医との連絡方法について

	附属病院・福浦 キャンパス	センター病院	金沢八景・鶴見・ 舞岡キャンパス
場 所	基礎研究棟1階(B110)	救急棟5階	YCUスクエア1階
院内から	MPS番号 5238	MPS番号 8222	Tel 045-787-2270
院外から	Tel 045-787-5238	Tel 045-253-9944	
e-mail	fukuken@yokohama- cu.ac.jp	kenkan@yokohama- cu.ac.jp	soudan@yokohama- cu.ac.jp
日 時	月～金/9:00～17:00	月～金/9:00～17:00	月～金/9:00～17:00

専用の電話・メールアドレスでお問い合わせください。相談日、担当スタッフなどのご希望をお伺いします。